

新型コロナウイルス感染症状況下における短期入所について

令和4年5月30日
社会福祉法人 希望の家
療育センター きぼう センター長 竹内 東光

令和4年5月28日(土)より群馬県の警戒レベルが「1」に引き下げられましたが、県内の感染者数も横ばい状態が続いております。

今後も、短期入所につきましては安全に配慮しながら対応させていただきます。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。

■短期入所利用についてのお願い

- 1) 警戒レベル「1」において、以下の条件で受け入れ可能
 - * 緊急時は家庭状況確認後、同様条件で受入れ可能
 - * 短期入所 2日前から、他事業所（デイサービス（おおぞら・おひさまも含む）、他短期入所、学校等）の利用がない方
 - * 短期入所 10日前から前日まで、利用された他事業所（デイサービス、他短期入所、学校等）でコロナ陽性者が確認されていない場合
 - * 入所前 PCR等検査 施行、陰性が確認できた方
 - * 療育センター きぼうにて、ご利用日当日に検査施行、結果が出るまで車で待機していただき陰性確認後、診察となります（検査費用はありません）
 - * 検査は平日のみ行います 土日祝の受入れはありません
 - 2) 本人、家族の2週間前からの行動記録および家族の健康状態（発熱、倦怠感等）を記録して提出 *行動記録表
 - 3) 1) と 2) の条件を満たしても病棟での受け入れ体制が整わない場合（発熱者が多数等）はお断りすることもあります
 - 4) 1回のPCR等検査にて受給者証の支給日数すべてを継続して利用できます
- * ご予約、ご質問等ありましたら下記までご連絡ください
療育センター きぼう 生活支援部長 関山 TEL 0277-73-2605